

点検業務一覧

業務内容	作業・設備の概要	実施回数	主幹部署
室内空気環境測定	関係法令に基づき適正な測定を行い、温度・浮遊粉塵・一酸化炭素含有率・二酸化炭素含有率等の測定 室内空気室の状態を把握し、空気調査設備等の適切な管理による健康被害の発生防止	2ヶ月に1回	指定管理者
残留塩素測定	関係法令に基づき適正な方法で検査し、含有率を規定以上に保持	週1回以上	指定管理者
飲料水水質検査	関係法令に基づき適正な方法で検査	6ヶ月以内に1回	指定管理者
排水槽の清掃	指定管理者負担なしのため記載省略	年1回（単発 以外は、定期的に）	大阪市
舞台設備（舞台吊物装置等）点検	定期点検及び保守点検 舞台吊物装備一式 音響調整卓、電力増幅架、入出力パッチ架、音響・映像機器等各設備について、保守点検・調整・清掃等	年2回	指定管理者
	上記の設備を使用する場合、利用者が技術者の派遣を希望すれば事業者を紹介し、希望しない場合は、安心・安全に利用できるよう機器操作及び施設設備の特性について事前説明を行うとともに、機器等の使用に伴って損害等が発生した際の責任の所在を、確認書の提出等によりあらかじめ明確にした上で利用者立ち合いのもと、使用後の設備、機器等の不具合の有無を確認すること。	適宜	指定管理者
ピアノ保守点検業務	ピアノ調律業務一式	年1回以上、 ただし調律は 随時	指定管理者
	上記の設備を使用する場合、利用者が技術者の派遣を希望すれば事業者を紹介し、希望しない場合は、安心・安全に利用できるよう機器操作及び施設設備の特性について事前説明を行うとともに、機器等の使用に伴って損害等が発生した際の責任の所在を、確認書の提出等によりあらかじめ明確にした上で利用者立ち合いのもと、使用後の設備、機器等の不具合の有無を確認すること	適宜	指定管理者
電気および機械設備保安点検業務	関係法令に基づき、適正な方法で実施すること。点検時の立会及び消耗・破損等による障害の未然防止、製品の寿命を保持するための維持管理	年1回	各施設管理者
電気工作物保安管理業務	関係法令に基づき、適正な方法で実施すること。ただし、施設の自家用電気工作物の保安業務は、大阪市が選任する電気主任技術者の指示のもと行うものとする。点検時の立会及び消耗・破損等による障害の未然防止、製品の寿命を保持するための維持管理	月1回	各施設管理者

熱源機器・空調設備保安点検業務	常時正常に稼働可能な状態に保つ様、設備の点検及び維持管理に伴う材料の購入設置	年2回	芸術創造館
消防設備点検業務	消防法施行規則第31条の四に定める消防用設備一式の保守点検 消防設備を稼働可能な状態に保つ様、設備の点検及び維持管理。対象物件の維持管理に伴う材料費等は指定管理者が負担	年2回	指定管理者
受水槽水質検査・高架水槽清掃業務	有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため貯水槽の点検・清掃(センター指定管理者負担参考金額:飲料水水質検査に同じ)※高架水槽はなし、すべて地下水槽より圧送	年1回	指定管理者
害虫駆除業務	関係法令に基づき、害虫等の発生及び侵入の防止、駆除について、殺虫剤散布などの手段により適正に実施	6ヶ月以内に1回(年2回)	指定管理者
昇降機点検業務	関係法令に基づく定期点検・遠隔監視・巡回点検・緊急対応 消耗・破損等による障害の未然防止など湯根に安全有効に稼働可能な状態に保つ様、設備の維持管理 正常に稼働可能な状態に保つ様、人荷用エレベーター、常用エレベーター、荷物用エレベーターについて保守点検	月1回	芸術創造館
自動扉点検業務	正常に稼働可能な状態に保つ様、正面玄関出入り口と多目的トイレの自動扉について保守点検 関係法令に基づき適正な方法で検査し、消耗・破損等による障害の未然防止などの常に安全有効かつ効率的な稼働運転が図れるよう機器の性能維持及び緊急対応	年4回	芸術創造館
シャッター設備点検業務	不具合があった場合にスポットで対応	年1回	危機管理室
可動席観覧席保守点検業務	常に良好な状態で装置を有効に活用し、かつ装置の正常運転できる様に維持管理 万一の故障の際は、緊急作業として直ちに技術者を派遣し、迅速に修理	年1回	指定管理者
中央監視盤点検業務	関係法令に基づき適正な方法で検査し、消耗・破損等による障害の未然防止などの常に安全有効かつ効率的な稼働運転が図れるよう機器の性能維持	年1回	芸術創造館
音響・映像設備点検業務	清掃、定期点検、故障修理及び維持管理	年1回	指定管理者
	上記の設備を使用する場合、利用者が技術者の派遣を希望すれば事業者を紹介し、希望しない場合は、安心・安全に利用できるよう機器操作及び施設設備の特性について事前説明を行うとともに、機器等の使用に伴って損害等が発生した際の責任の所在を、確認書の提出等によりあらかじめ明確にした上で利用者立ち合いのもと、使用後の設備、機器等の不具合の有無を確認	適宜	指定管理者

照明設備・調光装置点検業務	消耗・破損等による障害の未然防止、製品の寿命を保持するための保守点検及び維持管理 調光盤・調光操作卓の保守点検およびユニット清掃、照明器具の保守点検及びデータ測定 消耗品(ランプ)の購入取換え	年1回	指定管理者
	上記の設備を使用する場合、利用者が技術者の派遣を希望すれば事業者を紹介し、希望しない場合は、安心・安全に利用できるよう機器操作及び施設設備の特性について事前説明を行うとともに、機器等の使用に伴って損害等が発生した際の責任の所在を、確認書の提出等によりあらかじめ明確にした上で利用者立ち合いのもと、使用後の設備、機器等の不具合の有無を確認すること。	適宜	指定管理者
簡易専用水道定期検査業務	関係法令に基づき適正な方法で検査 日常的に給水栓水の色、濁り、におい等を確認 (センター指定管理者負担参考金額:飲料水水質検査に同じ)	年1回	指定管理者
パッケージエアコン設備保守点検	正常に稼働可能な状態に保つため、空調節部について保守点検、清掃、フィルターの取換え	6ヶ月以内に1回(年2回) (清掃・フィルタ取替は年1回以上)	芸術創造館
特定建築物等定期点検	一定の規模や用途を持つ建物の安全性を定期的に確認するため実施する点検	年1回	区

※共用部分に関する作業は所管所属管で取り交わしている協定書に基づき費用按分する。

※いずれの測定・点検結果についても、速やかに大阪市に報告すること。